

京都市告示第429号

京都市上京区主税町、聚楽町、四町目、小山町の一部、中務町の一部、西院町の一部、南伊勢屋町の一部及び左馬松町の一部の土地について、国土調査法による地籍調査を行い、地図及び簿冊を作成したので、同法第17条第1項の規定により公告します。

なお、当該地図及び簿冊は、下記のとおり一般の閲覧に供します。

平成28年11月30日

京都市長 門川大作

1 地図及び簿冊の名称

京都市上京区主税町、聚楽町、四町目、小山町の一部、中務町の一部、西院町の一部、南伊勢屋町の一部及び左馬松町の一部の地籍図原図及び地籍簿案

2 閲覧期間

平成28年12月1日から同月20日までの20日間

3 閲覧場所及び時間

場所	期間	受付時間
元教業小学校 北校舎3階 1教室 京都市中京区大宮通御池下る 三坊大宮町121-2番地	平成28年12月1日から同月 9日まで、12日から17日ま で、19日から20日まで	午前10時00分から 午前11時30分まで、 午後1時00分から 午後3時30分まで
二条城北小学校会議室 京都市上京区浄福寺通下立売 下る中務町487番地	平成28年12月10日から 同月11日まで、18日	午前10時00分から 午前11時30分まで、 午後1時00分から 午後3時30分まで

4 閲覧の結果、誤り等があると認めた場合は、上記の閲覧期間内に、京都市長に対し、訂正の申し出をすることができます。

5 誤り等訂正の申し出は、書面によることとなっているので、各自印章を持参してくだ

さい。

6 誤り等訂正申出書用の紙は、請求があれば閲覧場所で交付します。

(行財政局資産活用推進室)